



答 申 第 10 号
平成9年6月11日

秋田県知事 寺 田 典 城 様

秋田県公文書公開審査会
会 長 伊 藤 彦 造

秋田県公文書公開条例第11条の規定に基づく諮問について（答申）

平成7年11月27日付け人-1192で諮問のあった下記の事案について、別紙
のとおり答申します。

記

人事課の「平成6年度の会議室使用料に係る支出負担行為伺、支出命令書及び会議
開催通知書等」の部分公開決定に対する異議申立てについての諮問

（諮問第17号）

諮問 第17号

答 申

第1 審査会の結論

秋田県知事（以下「実施機関」という。）は、人事課の「平成6年度の会議室使用料に関する支出負担行為伺、支出命令書及び会議開催通知書等」（以下「本件公文書」という。）の「所属、職名・氏名」については、公開することが妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 公文書の公開請求

平成7年9月29日、異議申立人は秋田県公文書公開条例（昭和62年秋田県条例第3号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、人事課の平成6年度の使用料に関する公文書及びそれらに関連する公文書の公開を請求した。

2 実施機関の決定

実施機関は、公開請求の対象公文書（異議申立てに係る公文書に限る。）を本件公文書と特定し、そのうち、債権者（被振込人）の住所、名称（氏名）、振込先・口座番号及び債権者名が特定される部分については、条例第6条第1項第2号及び第4号の規定により、また会議等の開催場所については、条例第6条第1項第4号の規定により非公開とし、その余の部分を開示する部分公開決定を行い、平成7年10月27日付けで、その旨を異議申立人に通知した。

なお、これらの公文書の一部には、県職員以外の者の「所属、職名・氏名」が記録されているものがあり、実施機関はこれについて非公開の決定をしていなかったが、公開に当たってこの部分を非公開としていたことが認められた。

3 異議申立て

異議申立人は、平成7年11月9日、この処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てをした。

第3 異議申立ての趣旨及び理由

本件異議申立ての趣旨は、本件公文書のうち非公開とした「債権者の住所、名称等

債権者が特定される部分」、県職員以外の者の「所属、職名・氏名」及び「会議等の開催場所」について、公開することを求めるものであり、これらを非公開とした本件処分は、秋田県公文書公開条例に違反するというものである。

第4 異議申立て後の実施機関による部分公開変更決定

実施機関は、「債権者（被振込人）の住所、名称（氏名）等債権者が特定される部分」及び「会議等の開催場所」については、これらを公開することとし、平成9年5月28日に部分公開変更決定をした。

第5 審査会の判断理由

1 本件公文書の内容

本件公文書は、人事課が所掌している事務事業を遂行するに当たり、会議等を行う際の開催通知及び会議室使用料の支出に関して作成された公文書であり、その内容は次のとおりである。

(1) 支出負担行為伺

会場使用料の支出の一件ごとに、発議・決議年月日、支出科目、支出額、債権者の住所、名称（氏名）及び支出の理由等が記録されている。支出の理由の中には、会議等の開催月日、会議等の名称及び支出額等が記録されている。

また、会場使用料を証紙により支出している場合にあっては、発議・決議年月日、支出科目、予定価格、決定価格、契約者の住所、名称（氏名）及び支出目的等が記録されており、支出目的の中には、会議等の開催月日、会議等の名称及びこの契約が随意契約である旨が記録されている。

なお、これには会場使用承認通知書及び使用料計算書が添付され、会場使用承認通知書には振込先・口座番号が記録されている。

(2) 支出命令書

債権者ごとに、支出命令年月日、支出科目、支出予定額、実執行額、支出目的、債権者である被振込人の住所、名称（氏名）、振込先・口座番号及び振込年月日等が記録されており、支出の目的には会議室等の使用月日及び会議室使用料及び証紙代である旨が記録されている。

なお、これには債権者からの請求書が添付され、支出命令書と同一の債権者の住所、名称（氏名）、振込先・口座番号のほか、請求年月日、利用年月日、請求金額、請求の内容等が記録されている。

(3) 会議開催通知書等

人事課が主催した会議等の開催に係る起案文書であり、開催通知の内容として、会議等の名称、日時、場所(会場名、住所、電話番号)、日程、議題、連絡先、出席者の所属、職名・氏名等が記録されている。

2 本審査会は、実施機関が部分公開変更決定により「債権者(被振込人)の住所、名称(氏名)等債権者が特定される部分」及び「会議等の開催場所」を公開することとしたので、以下県職員以外の者の「所属、職名・氏名」について検討する。

3 条例第6条第1項第1号該当性について

本号本文は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報が記録されている公文書は公開しないことができると規定している。これは、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の観点から、いわゆるプライバシーに関する情報は、非公開とすることができるとしたものであるが、プライバシーの概念は、その内容及び範囲が必ずしも明確でなく、主観的な要素が強いことから、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報については、プライバシーに当たるものはもとより、プライバシーであることが不明確なものであっても、非公開とすることができるとしたものである。

一方、本号本文に該当する場合であっても、本号ただし書(二)において、「公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得したもの」は除かれるとされているが、条例の解釈及び運用基準を記載している「情報公開事務の手引」においては、この項目に該当する情報として次のようなものがあるとしている。

- ① 県が、県民に対し公表することを目的として作成し、又は取得した情報であって、県民も公表することについて了承しているもの
- ② 公表することを前提として、県が本人から提供を受けた情報
- ③ 県が、従来から慣行上公表しており、かつ、今後公表しても社会通念上個人のプライバシーを侵害するおそれがないことが確実である情報

本件公文書には、非公開とした部分に個人の「所属、職名・氏名」が記録されているものがあるので、これが本号に該当するか否かを、個別に検討する。

(1) 「平成6年度秋田県文化功労者表彰式への案内について」

当該公文書において非公開とした部分は、祝辞を依頼した相手方の「職名・氏名」である。これらの情報は、個人の識別が可能な情報であるが、文化功労者表彰式の内容は、祝辞を述べる者の職名・氏名を含めて従来から慣行上公表されており、かつ、今後公表しても社会通念上個人のプライバシーを侵害するおそれがないことが確実である情報といえるから、上記③に該当し、公開すべきものと判断した。

(2) 「退職者慰労会の開催について」

当該公文書において非公開とした部分は、挨拶を依頼した相手方の「所属、職名・氏名」であり、これらの情報のうち「所属」は、間接的にも特定の個人が識別され得るとは認め難い。

一方、その「職名・氏名」は、個人の識別が可能な情報ではあるが、退職者慰労会は、これまで長年慣例として行われてきており、その内容は広く知られているところであって、挨拶をする者についての照会があればそれに応ずる取扱いとされてきたことが認められる。

そのことと、本県条例がその解釈と運用について県民の公文書の公開を求める権利の尊重を謳っていることをあわせて考慮すれば、当該「職名・氏名」は上記③に準じるものとして本号ただし書(二)の「公表することを目的として実施機関が作成したもの」に含まれるものと解する。

以上の理由から、退職者慰労会において挨拶を依頼した相手方の「所属、職名・氏名」も公開すべきものと判断した。

第6 審査の処理経過

(別紙1) 記載のとおり。

(別紙1)

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成7年11月27日	・ 諮問
平成7年12月18日	・ 実施機関（人事課）から非公開理由説明書（諮問第17号）の受理
平成8年11月 6日 （第32回審査会）	・ 実施機関から非公開理由の聴取
平成9年 2月25日 （第31回審査会）	・ 審議
平成9年 4月11日 （第39回審査会）	・ 審議
平成9年 4月22日 （第40回審査会）	・ 審議
平成9年 5月14日 （第41回審査会）	・ 審議
平成9年 5月28日 （第42回審査会）	・ 審議

秋田県公文書公開審査会委員名簿（五十音順）

区 分	氏 名	職 名
会 長	伊 藤 彦 造	弁 護 士
	西 台 満	秋田大学教育学部助教授
	平 川 信 夫	弁 護 士
会長代理	藤 川 浄 之	秋田魁新報社専務取締役
	古 田 重 明	秋田経済法科大学法学部教授

（平成9年6月11日現在）